## 会 議 録

会議の名称	平成 20 年度 第 1 回文化財審議会				
開催日時	平成20年6月17日(火) 15時00分~16時45分				
開催場所	教育委員会 会議室				
出席者	渋谷一夫委員、関健二委員、木藤隆太郎委員、山田友昭委員、水宮恒委員				
	事務局(寺沢生涯学習課長、会田副課長、加藤主査)				
欠席者	大澤綾委員、横山亮英委員				
会議次第	1. 報告				
	(1)市指定文化財の指定について				
	(2)平成19年度文化財保護事業について				
	(3)平成20年度文化財保護事業について				
	(4)入間東部地区文化財保護連絡協議会について				
	(5)その他				
	2. 協議				
	(1)今年度の文化財審議会計画について				
	(2)市指定文化財「コロボックルの碑」の改修について				
	(3)その他				
会議資料	①平成 19 年度の主要事業				
	②平成 20 年度の主要事業				
	③平成20年度文化財審議会計画(案)				
	③市指定文化財「コロボックルの碑」について				
公開・非公開	公開(傍聴人 0人)				
会議録確認	渋谷一夫委員				

会議内容

委嘱状交付式の後、会議を開催する。

## 議長選出

委員の互選により、渋谷一夫委員を議長に、関健二委員を副議長に選出した。

あいさつ (議長)

## 1. 報告

(1)市指定文化財の指定について

事務局: 3月11日に答申された「水越門樋」・「山形樋管」についての市文化財の指定は、3月26日の教育委員会議において指定され、同日告示された。なお、前回までの会議で提示できなかったが、水越樋門の木製扉の付いていた時の写真が見つかった。

委員: 答申の際にも話したが、将来的には是非復元してもらいたい。

委員:指定しただけではなく、今後の市の積極的な活用を期待する。

(2)平成19年度文化財保護事業について

資料の説明

委員:南畑八幡神社獅子舞保存会ではっぴを新調したが、絵柄・色彩は以前のものを踏襲しているのか。

事務局: 色調については前回のものとは違う。絵柄については確認していない。

委員:できれば古いはっぴも残すよう団体に働きかけてもらいたい。

事務局:団体に伝える。

委員:大澤家住宅長屋門が修理されてから、見学者が増えてきているようである。

事務局:個人住宅地なので積極的な周知は難しいが、所有者の理解をもらいながら活用をはかりたい。

(3)平成20年度文化財保護事業について

資料の説明

委員:水子貝塚公園の樹木維持管理であるが、年数が経ち樹木も成長し周辺にも影響がでている。

事務局: 開園から 14 年が経過し確かに樹木は成長してきている。これまでは、緊急的なものは資料館職員作業で影響部分に対応してきたところである。このことは資料館に伝える。

(4)入間東部地区文化財保護連絡協議会総会報告

5月29日に開催。新指定文化財となった水越樋門・山形樋管について紹介した。

(5)その他

## 2. 協議

(1)今年度の文化財審議会計画について

資料の説明

委員:文化財と周辺環境の例では、北本市の県の整備制度を活用したビオトープがあるが、旧新河岸川跡もこうした制度を活用しながら整備されることを望む。今後の審議会の中で研究していきたい。

事務局:今後の審議会の中で、様々な情報を提供していただきたい。

(2)市指定文化財「コロボックルの碑」の改修について

資料の説明

事務局:コロボックルの碑が建つ場所は小高い山になっており、隣接する第三保育所側の擁壁が崩れ始め危険性があるということで市の担当課で造成することについて協議があった。事務局としては現状より良好な環境に整備できればということで協議してきたところである。ここで委員会の意見を受けたい。

委員:現在の状態では足の不自由な方達が見学することは難しい。今回の改修で改善されるのか。

事務局: 削平により道路面からの段差をなくすので見学可能になる。

委員:造成前の高さがかつての貝塚山の高さであったのか。

事務局: 改修前に確認したが地層の堆積状況から、かつてはさらに  $2\sim3\,\mathrm{m}$ 近く高かったが昭和  $30\sim40\,\mathrm{f}$  年代 の造成時に削平されてしまったようである。

委員:碑は以前は別の場所にあったと思うが。

事務局:昭和30~40年代の造成の際に現在の場所に移されてきたものである。建立当時の状況であれば改修には難しい面もあるが、既に移されたものであるため造成はやむを得ないと思われる。

委員:造成の際、碑はどうするのか。

事務局: 工事業者によって一時的に撤去する。

委員:指定文化財なので壊されることのないように慎重に対応してもらいたい。

事務局:職員が立ち会って対応する。

協議の結果、承認される。

(2) その他

市人権推進協議会委員には、文化財審議会として関委員を選出。

3. その他

なし

閉会 (事務局)